

意匠の類否

—多機能物品事件—

(東京地方裁判所 平成 19 年 4 月 18 日判決、平成 18 年(ワ)第 19650 号
意匠権侵害差止請求権不存在確認請求事件、

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070418174710.pdf>)

林 實^(*)

〔事実の概要〕

1. 当事者

- (1) 原告は、電子・電気機械器具の輸入、販売等を業とする会社(サンコー株式会社)である。
- (2) 被告は、電子・電気機械器具の製造、販売等を業とする会社(ソニー株式会社)で、意匠権者である。

2. 本件意匠権

被告は、次の意匠権(以下「本件意匠権」という。)を有している。

- (1) 登録番号 第 1276011 号
- (2) 意匠に係る物品 増幅器付スピーカー
- (3) 出願年月日 平成 17 年 8 月 30 日
- (4) 登録年月日 平成 18 年 5 月 26 日
- (5) 登録意匠 別紙本件登録意匠図面記載のとおり

3. 原告製品

別紙原告製品目録記載の増幅器(アンプ、以下「原告製品」という。)

4. 事案の概要

原告は、原告製品を販売している。

被告は、平成 18 年 8 月 22 日、原告に対し、原告製品の意匠(以下「原告製品意匠」という。)が本件意匠権に係る登録意匠(以下「本件登録意匠」という。)に類似するとして、その販売の停止を請求する旨の警告書を送付し、その後も、原告製品の販売の停止を求めている。

そこで、原告は、原告製品意匠は本件登録意匠に類似しないとして、被告の原告に対する、意匠法 37 条 1 項に基づく、本件意匠権による原告製品の販売等の差止請求権が存在しないことの確認を求めている事案

である。

5. 争点

本件登録意匠と原告製品意匠と類否

〔判旨〕

判決は、概要、次のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

I. 事実認定

1. 本件登録意匠の基本構成

(1) 基本的構成態様

- ① 平坦な正三角形の左右側面 1、2 と、正三角形の各辺を短辺とし、長手方向全長を長辺とする、平坦な長手方向の正面 3、底面 4 及び背面 5 とで形成される、正三角柱の形態をなす本体部 6 を有する。
- ② 本体部 6 の正面 3 に連設され、正面 3 の中央下部から前方に、上方から見て半円形に突出し、正面 3 との境界 7 は、正面から見て円弧状をなし、上方から見て中央部分で本体部 6 方向にやや湾曲した弓状をなす、ドック部 8 を有する。

(2) 具体的構成態様

- ③ ドック部 8 は、本体部 6 の正面 3 との円弧状の境界 7 から下方にほぼ垂直の曲面をなす部分と、前方に突出する部分とからなり、突出部分の上面は平坦である。
- ④ ドック部 8 は、不透明である。
- ⑤ ドック部 8 の上面中央部分に、電子機器本体を直接装着する横長の端子 9 が設けられており、端子の両端に 2 本の角状の突起が設けられている。
- ⑥ 本体部 6 の三角柱の長方形の面 3、4、5 は、それぞれ、短辺と長辺の比が 1 対 4 の長方形である。

(*) 弁理士

- ⑦ 本体部 6 は、全体が不透明である。
- ⑧ 本体部 6 の正面 3 には、ドック部 8 を除き、多数の小孔 3 が全体的に形成されている。
- ⑨ 本体部 6 の正面 3 と背面 5 との境界線である上縁 14 の、正面から見て右端付近には、3 個のボタン 15 が設けられている。

2. 原告製品意匠の構成態様

(1) 基本的構成態様

- ①' 平坦な正三角形の左右側面 101、102 と、正三角形の各辺を短辺とし、長手方向全長を長辺とする、平坦な長手方向の正面 103、底面 104 及び背面 105 とで形成される、正三角柱の形態をなす本体部 106 を有する。
- ②' 本体部 106 の正面 103 に連設され、正面 103 の中央下部から前方に、上方から見て半円形に突出し、正面 103 との境界 107 は、正面から見て円弧状をなし、上方から見て中央部分で本体部 106 方向にやや湾曲した弓状をなす、ドック部 108 を有する。

(2) 具体的構成態様

- ③' ドック部 108 は、上面が一部切り取られたようなドーム状であり、切り取られた面は平坦で、その中央部分に、底面が平坦な窪み部分が設けられている。
- ④' ドック部 108 は、不透明である。
- ⑤' ドック部 108 の上面中央部分に、電子機器本体を直接装着する横長の端子 109 が設けられている。
- ⑥' 本体部 106 の三角柱の長方形の面 103、104、105 は、それぞれ、短辺と長辺の比が 1 対 4 の長方形である。
- ⑦' 本体部 106 は、長手方向全体の 58% に相当する中央部 110 が不透明であり、左右の各 21% に相当する部分 111 のそれぞれが透明であり、左右の透明部分 111 の内部に各 1 つずつ真空管 112 が設けられている。
- ⑧' 本体部 106 の正面 103 は、中央部 110 及び左右の透明部分 111 のいずれも無孔である。
- ⑨' 本体部 106 の正面 103 と背面 105 との境界線である上縁 114 には、ボタンが設けられていない。

II. 本件登録意匠と原告製品意匠の類否の検討

1. 物品の類似性

本件意匠権の意匠に係る物品(以下「本件物品」という。)は「増幅器付スピーカー」で、原告製品は「増幅

器」であり、両物品は同一ではないから、両物品の用途・機能等から、それらの類似性を検討すると、本件物品は、増幅器及びスピーカーという、二つの機能を有する、いわゆる多機能物品であるところ、増幅器の機能において、原告製品と機能を共通にするものであり、両物品は類似すると解される。

2. 意匠の形態面における類似性

(1) 本件登録意匠の要部

登録意匠について、当該意匠に係る物品の取引者・需要者が、視覚を通じて最も注意を惹かれる部分、すなわち、意匠の要部を把握するに際しては、当該意匠の出願時点における公知又は周知の意匠等を参照するとともに、当該意匠において新規な美感をもたらすべき創作性の程度の評価等を踏まえて検討すべきものである。

そこで、本件登録意匠の要部は、本件全証拠によるも、面が平らな三角中將の筐体とドック部とを組み合わせた意匠は他に見当たらないのであるから、これらを組み合わせた部分は、新規なものであり、上記 I 1 において認定した本件登録意匠の構成態様のうち、基本的構成態様①(正三角柱の形態をなす本体部 6)及び②(ドック部 8)並びに具体的構成態様⑥(三角柱の長方形の面の比は 1 対 4)とを組み合わせた形状であると認められる。

(2) 本件登録意匠及び原告製品意匠との共通点及び差異点

(a) 共通点

- ①と①' (本体部 6 と 106)
- ②と②' (ドック部 8 と 108)
- ④と④' (ドック部 8 と 108 は不透明)
- ⑤と⑤' (横長の端子 9 と 109。ただし、端子の両端の突起の有無については相違する。)
- ⑥と⑥' (三角柱の長方形の面 3、4、5 と 103、104、105 のそれぞれの比は 1 対 4)

(b) 差異点

- ③と③' (ドック部 8 の突出部分の上面は平坦。ドック部 108 はドーム状で、その底面に平坦な部分が有る。)
- ⑤と⑤' (ドック部 8 の端子の両端には突起が有る。ドック部 108 は突起無し。)
- ⑦と⑦' (本体部 6 全体は不透明。本体部 106 は長手方向全体の 58% に相当する中央部 110 が不透明であり、左右の各 21% に相当する部分 111 のそれぞれ(合計 42%)が透明

であり、左右の透明部分 111 の内部に各 1 つずつ真空管 112 が設けられている。)

⑧と⑧' (本体部 6 の正面 3 には、ドック部 8 を除き、多数の小孔 13 が全体的に形成されている。本体部 106 の正面 103 は、中央部分 110 及び左右の透明部分 111 のいずれも無孔である。)

⑨と⑨' (本体部 6 の上縁 14 に 3 個のボタンが設けられている。本体部 106 の上縁 114 にボタンは設けられていない。)

(c) 本件登録意匠及び原告製品意匠の類否

本件登録意匠と原告製品意匠とは、基本的構成態様①及び①'並びに②及び②'並びに具体的構成態様④及び④'、⑤及び⑤'(ただし、端子の両端の突起の有無については相違する。)並びに⑥及び⑥'の点で共通する。

そうすると、原告製品意匠は、本件登録意匠の要部(①、②、⑥)と共通の構成態様を有することになる。

原告製品意匠は、本件登録意匠と差異点を有するも、それらの差異点は、微差にとどまるものであるか、相応の特徴をもたらすとしても、共通点との対比において、その影響は限定されるものであるから、両意匠は、全体として、看者に対して同一の美感を与えるものである。

したがって、原告製品意匠は、本件登録意匠に類似する。

Ⅲ. 結論

被告は、原告に対し、差止請求権を有することになり、同差止請求権が存在しないことの確認を求める原告の請求は理由がないことになるから、これを棄却する。

〔判例研究〕

I. 序

平成 19 年 4 月 18 日東京地裁にて、ソニー株式会社の増幅器付スピーカーの意匠権侵害に関する意匠権侵害差止請求権不存在確認請求事件の判決がされたので、紹介する。

Ⅱ. 本判決の意義

1. 多機能物品の類否判断

本件物品は「増幅器付スピーカー」で、原告製品は「増幅器」であり、この本件物品は増幅器及びスピーカーという 2 つの機能を有する、いわゆる多機能物品であるところ、増幅器の機能において、原告製品と機能を共通にするものであり、両物品は類似すると解されると、判示したこと。

2. 意匠の類否判断

登録意匠の要部の持つ新規性、創作性の程度と、それを原告製品意匠(係争対象製品意匠)と共通にすることは、意匠の類否判断に大きく影響を及ぼすと、判示したこと。

3. 意匠管理実務に与える影響

(1) 意匠権の制約を受ける立場

原告製品は、本体部 6 の左右の透明部分から本体部 6 の長手方向(水平方向)に対向して配置された真空管がはっきり目視できる等により、両意匠は一見して異なった印象を受けるが、類似と判断された判決例であること。

企業の内部担当者として意匠の類否の鑑定する場合、又は企業から外部の弁理士等として鑑定を求められた場合、考慮すべき判決例である。

(2) 意匠登録出願をする立場

願書の意匠に係る物品の欄への記載方法につき考慮すべき判決例である。

本件意匠登録出願の願書の意匠に係る物品の記載が、もし単に「スピーカー」であったならば、両意匠は、本判決が用いている判断基準の両物品の用途・機能から、これらの類似性を検討すると、両物品が非類似と解され、類似するとの結論に至らなかった余地が有り得る。

当然のことながら、意匠に係る物品の記載の仕方により登録意匠の範囲に影響を与えるので、記載の重要性を現実的に感じさせる判決例である(24 条 1 項)。

ヨーロッパにおいては、日本と異なり、意匠に係る製品の表示は、意匠自体に関する保護の範囲に影響を及ぼさないとしている(欧州共同体意匠規則 36 条 6 項)。

Ⅲ. 意匠権侵害差止請求権不存在確認訴訟

1. 意匠権侵害訴訟の原告による訴訟類型

意匠権侵害訴訟においては、意匠権者から提起する訴訟と、意匠権者に対して提起する訴訟の類型がある。

2. 差止請求権不存在確認訴訟

本件は、意匠権者のソニー株式会社から意匠権侵害警告を受けた増幅器の輸入・販売会社から意匠権者に対して提起した差止請求権不存在確認の訴訟である。

これは、原告となる製品の輸入・販売業者としては、被告の意匠権を侵害していないことに自信を持っていたので、意匠権者から意匠権侵害訴訟を起こされる前に、先手を取って意匠権者に対し、その意匠権に基づいて原告製品の輸入、販売等の差止めをすることができないことの確認請求をしたものと思われる。

この意匠権侵害差止請求権不存在確認訴訟においても、権利を主張する者とこれを争う者との関係から、被告の意匠権者が、原告製品は当該意匠権の当該登録意匠の範囲及びこれに類似する意匠の範囲に属することを主張及び立証しなければならぬ⁽¹⁾。

また、確認訴訟であるので、訴えの提起には、確認の利益が必要で、実施契約締結を勧誘しただけの場合など、主観的な不安を有するだけでは、この確認の利益があるとはいえないとしている⁽²⁾。

本件訴訟では、原告製品の差止をするには、反訴をしなければならないのであるが、反訴をしていない。被告の意匠権者は、なぜ反訴をしなかったのであろうか興味の残る点である。

3. 権利範囲確認の訴

権利範囲確認の訴については、許されないというのが判例の立場である。

「ある意匠が登録意匠の権利範囲に入るか否かを確定するだけであるから、右の紛争解決目的を果たすうえにおいて適切有効とはいいがたく、その目的達成のために、さらに差止請求権の存否を問題としなければならないのである」として、訴えを却下している⁽³⁾。

Ⅳ. 意匠の類否

1. はじめに

本件の争点は、本件登録意匠と原告製品意匠の類否、即ち、両意匠が類似するか否かである。

意匠は、物品の外観に成立する美感であり、物品と一体不可分の関係にあるので、物品が同一又は類似でなければ意匠は類似しないと考えられている⁽⁴⁾。

そこで、意匠の類否判断においては、意匠は物品と一体をなすものであるから、意匠に係る物品の同一又は類似が前提となると解され⁽⁵⁾、そして形態(形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合)の類否が判断される。

意匠の同一とは、物品が同一であって、形態が同一の場合をいい、意匠が類似とは、①物品が同一であって、形態が類似する場合、②物品が類似であって、形態が同一の場合、③物品が類似であって、形態が類似の場合をいうとされている。

本判決においても、意匠の類否判断について、物品の類似性を前提として審理し、その後形態の類似性を審理する手法により判断している。

なお、意匠の類否判断に関して様々な考え方が見受けられる。

- ① 混同するおそれの有無を基準とする混同説、
- ② 意匠の創作の容易性を基準とする創作説、
- ③ 美感や印象の異同を中心に判断するいわゆる美感説、
- ④ 意匠を構成する形態要素の本質的な部分を意匠上の要部として、その要部の共通性を基準とする説、
- ⑤ 創作内容の共通性を基準とする説、など⁽⁶⁾。

また、平成18年の意匠法等の一部を改正する法律により、意匠の類否判断基準の規定「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」が設けられた(24条2項)。

2. 物品の類否

(1) 物品の類否の判断基準

意匠に係る物品の類否について、意匠法には、特段

(1) 大江忠「要件事実知的財産法」167頁(第一法規出版 平成14年10月23日)

(2) 大阪地裁平成元年3月13日判決、昭和62年(ワ)第847号、(貝割れ大根)

(3) 最高裁昭和47年7月20日第一小法廷判決、昭和46年(オ)第410号意匠権不侵害等確認請求事件「別冊ジュリストNo.86」210頁(有斐閣1985年)

(4) 高田忠「意匠」134~135頁(有斐閣 昭和44年11月25日)

(5) 最高裁昭和49年3月19日第三小法廷判決、(民集28巻2号308頁)

(6) 最高裁判所事務総局行政局監修「知的財産権関係民事・行政裁判例概観」204頁 法曹会 平成5年8月30日

の規定はされていない。

意匠に係る物品の類否判断基準については、学説、判例とも多岐にわたり分かれている。また、この判断基準に多く用いられる意匠に係る物品の用途・機能の把握の仕方も定まっていない。

長年の運用に基づく代表的な一つの学説によれば、物品の類否は、物品の用途・機能(働き)に基づいて判断するとし、同一物品とは、用途及び機能が同じものをいい、類似物品とは、用途が同じで、機能が異なるものをいい、例えば、鉛筆と万年筆は、その用途は同じくするが、機能を異にするから類似物品、鉛筆と文鎮は用途も機能も異なるから非類似物品と考える、としている⁽⁷⁾。

本件では、両物品の用途・機能等から、それらの類似性を検討し、機能を共通にするものであり、両物品は類似するとしている。

ただ、本件製品が多機能物品であると判示したことには従来の考え方からすると疑問が全く無いとはいえない。

(2) 本件物品は、多機能物品か

① 裁判所は、「本件物品は、増幅器及びスピーカーという、2つの機能を有する、いわゆる多機能物品である」と認定判断している。

この根拠として、本件物品の場合、増幅器もスピーカーも、それぞれ音源からの音を再生するために独立して不可欠の機能を有するものであって、前者が後者の一部品となっているものではないから、としている。

多機能物品とは、一つの物品でありながら複数の機能を有する物品であり、それぞれが単体としてその機能を発揮する物である。多機能物品の例としては、「ラジオ受信機付電気蓄音機」、「ラジオ受信機付テレビ受像機」、「ラジオ受信機付テープレコーダー」等があり、他方、「原動機付自転車」、「太陽電池付時計」等は、前者(原動機、太陽電池)が後者(自転車、時計)の部品となっているだけであり、多機能物品とはされていない。

本件物品は、意匠に係る物品が「増幅器付スピーカー」で、この名称から形式的にはスピーカーが主で、増幅器が従と解される。

また、図面には、増幅器の記載はなく、内部に配置されているであろう増幅器への入力端子等又はそ

の増幅器から外部のスピーカーに出力するスピーカー出力端子等の記載はなく、独立した単体としての増幅器としての機能はないことが窺える。

このことから、本件物品の「増幅器付スピーカー」の増幅器は、音源の電子機器からの音声電気信号を増幅し、本件物品に内蔵されているスピーカーを駆動する電力を供給するだけの働き(機能)であり、単にスピーカーの一部品の役割を果たしているものにすぎず、多機能物品に当たらないのではないかと疑問が残る。

② もし、本件物品がスピーカーであるとする、原告製品は増幅器であるため、本判決が物品の類似性の判断基準として用いている両物品の用途・機能から、それらの類似性を検討すると、非類似物品と解され、原告製品意匠は本件登録意匠に非類似との結論が導かれる余地が残り得る。

もっとも、このような従来からの物品の類否を用途・機能や電気回路構成からだけで検討判断することが、意匠法の目的から考えて常に、適正・妥当な判断結果をもたらすと考えているわけではない。意匠法の目的からの物品の類否論や意匠の類否論が待たれる。

(3) 意匠権の効力における物品の類否に関する考え方

(A) 意匠の類否判断に、物品の類否判断を前提とする考え方

意匠の類否判断に、物品の類否判断を前提とする考え方のうち、物品の用途と機能を基準とする判例、物品の混同を基準とする判例及び社会通念を基準とする学説を次に紹介する。

① 物品の用途と機能を基準とする判例

物品の類否の判断は物品の用途と機能を基準としてすべきであって、物品の供給される市場が同一であるか否かは右判断の基準となり得ないものと解される。そして物品の用途と機能が同じものは同一物品であり、用途が同一であるが機能に相違のあるものは類似物品であると解するのが相当である⁽⁸⁾。

② 物品の混同を基準とする判例

意匠法23条本文は、意匠権の効力が、「登録意匠及びこれに類似する意匠」についてその「登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品」に及ぶことを定めたものというべきであり、意匠権の効力が及ぶ「登録意匠

(7) 高田忠「意匠」138頁(有斐閣 昭和44年11月25日)

(8) 大阪高裁昭和56年9月28日決定、昭和55年(ラ)第542号(最高裁判所事務総局編「無体財産関係民事・行政裁判例集」13巻2号630頁)

に係る物品と類似の物品」とは、登録意匠又はこれに類似する意匠を物品に実施した場合に、当該物品の一般需要者において意匠権者が販売等をする物品と混同するおそれのある物品を指すものと解するのが相当である⁽⁹⁾。

③ 社会通念説

私(筆者)は、数々の意匠に係る物品の類否の判断基準について万人が予測可能な合理的・統一的な考え方の検討を試みたが、十分な結論には至らなかった。

そこで、現時点では、統一基準が見出せないならば、意匠の類否の前提となる物品の類否は、従来の判断基準を参考にしつつ、意匠法の目的に沿った社会通念に基づき案件に即して個別具体的に判断するしかないと考えられる。

三宅正雄先生(元東京高裁判事)の意匠の類否判断基準及び物品の類否のご見解を次のとおりご紹介させて頂く。

「1 意匠の類否の判断基準

工業的意匠の分野における意匠の類否の判断のもつ重要性和困難性を反映して、その合理的判断基準の定立に種々の努力が試みられているが、そして、その説くところ、いずれも誤りとは断じえないが、同時にまた、それらがすべてをあまねく説明しつくしているとも、いいがたいものがある(具体的侵害訴訟において、ある一つの学説を不動の原理であるかの如く主張されて、その反論に苦勞をした経験がある)。要は、その判断に当たる関係者(例えば、審査官、審判官、裁判官)が、社会人として平均的な健全な感覚を持って、妥当な観察手段により、それぞれの意匠が見るものを与える印象を基準として判断すべきであることだけは、確かなことであろう(それ以上に、客観的な判断基準を設定することは、普遍的説得力を持ちえない意味において、意味のあることとは思えない。殊に、世上行われている説明には、意匠の本質に即した判断基準というより、商標のそれとの混同が感ぜられる)。無責任に聞こえるが、すべては、ケース・バイ・ケース 具体的案件による、というのが、最も間違いのない判断基準かもしれない。

2 物品の類否

物品が類似しているかどうかは、社会通念によっ

て決せられる。すなわち、平均的な社会通念からみて、機能もしくは用途の双方又はいずれかが同じである物品は、類似する物品であり(例えば、万年筆とボールペン、湯飲みとコップ)機能も用途も異なる両物品は、類似する物品ではない。類似物品でない物品に係る意匠は、同一でないのは勿論、類似する意匠でもありえない。物理的に同一目的に使用することが可能であるというだけでは、用途ないし機能が同じであるということとはできない。社会通念からみて当然とされる用途ないしは機能でなければならない。したがって、湯飲みを筆立てに使用することから、湯飲みと筆立てとは用途が類似する関係にはないということになる。」⁽¹⁰⁾。

(B) 意匠の類否判断に、物品の類否判断を必須又は前提としない考え方

意匠の類否判断に、物品の類否判断を必須又は前提としない次の考え方を紹介する。

① 混同説

「仮に意匠の類否は需要者が意匠にかかる物品を混同するかどうかによって決すべきであるとの見解(混同説)を採るときには、需要者は、意匠それ自体は似ていても、普通の自動車を買うつもりでミニチュアの自動車を買うということはないであろうから、右の場合には、意匠は類似しないといえは足りるのではないかと思われる。右の場合に、意匠にかかる物品を異にするから意匠は類似しないという必要はないのではなからうか。」という考え方⁽¹¹⁾。

② 意匠権の効力の解釈には、24条2項に規定する意匠の類似が需要者の視覚を通じて起こされる美感に基づいて判断されるものであるならば、物品の類似性を意匠の類似性の前提要件として考えるべき理論的必然性はなく、意匠権の保護範囲を画する意義を持たない旨の考え方がある⁽¹²⁾。

3. 形態の類否

原告製品意匠と本件登録意匠との間には、需要者の注意を引く部分にいくつかの差異点を有する。例えば、原告製品意匠は、本体部106の左右の各21%が透明であり、その透明部から真空管112が見えるという差異、本体部106正面103は多数の小孔は無い等のことから、視覚的に異なった印象を受ける。

(9) 知的財産高等裁判所平成17年10月31日、平成17年(ネ)第10079号(カラビナ事件)

(10) 三宅正雄「特許本質とその周辺」413~418頁(発明協会 平成5年5月10日)

(11) 清永利亮「裁判実務体系9」406頁(青林書院 昭和60年6月25日)

(12) 牧野利秋「ジュリスト No.1326」93頁(有斐閣 2007年1月15日)

それなのに、どうして両意匠は、類似するとの結論を導いたのであろうか。

本件登録意匠の要部の持つ新規性、創作性の程度と、それを原告製品意匠と共通にすることは、意匠の類否判断に大きく影響を及ぼし、上記の差異は、両意匠における共通性、類似性を凌駕するものではないと評価され、両意匠は、全体として、看者に対して同一の美感を与えるものであると認められたのである。

IV. 今後の意匠の類否論

今後の意匠の類否論の一つとして、物品の類否論、及び意匠の類否と物品の類否との関係即ち、物品の同一若しくは類似又は非類似は、意匠の類否の前提要件が否かについて、一層研究が進むことが期待される。

1. 意匠の類否判断に物品の類否判断を前提とする考え方

意匠の類否判断に物品の類否判断を前提とする考え方に立った場合、物品の類否判断は、物品の用途・機能は主要な判断要素としつつ、他の判断要素も排斥することなく、意匠法の目的に即して、社会通念により個別具体的に判断する必要がある。

例えば、ラジオ受信機とラジオ受信機用キャビネットは、どのように考えたら良いのであろうか。従来の考え方である機能と用途から判断すると非類似という結論に達するのではなかろうか。部品と完成品は、原則として、非類似物品と考えられているが、部品が完成品の主要部分をなしているようなものは類似物品と見ることがあるとしている⁽¹³⁾。

また、前記の物品の混同を判断要素とする知的財産高等裁判所平成17年10月31日の判断(カラビナ事件⁽⁹⁾)も参考となる。

2. 意匠の類否判断に物品の類否判断を必ずしも前提としない考え方

意匠権侵害の要件に、登録意匠及びこれに類似する意匠の実施は意匠法に規定されているが(23条)が、物品の同一又は類似は規定されていない。また、意匠の類否判断基準の規定として、24条2項に美感に基づいて行くと明記されているが、物品の同一又は類似は規定されていない。

このことから物品の類否は、意匠の類否判断の要件

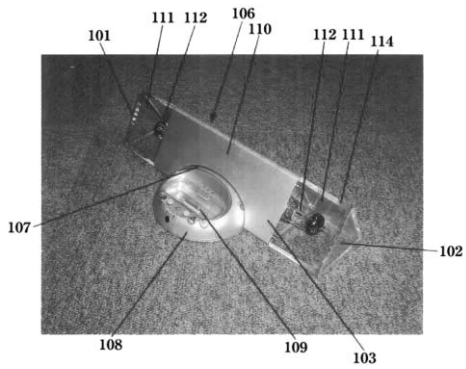
ではなく、一要素とすることができると考える清永元判事の見解⁽¹¹⁾や牧野元判事の見解⁽¹²⁾が参考となる。

V. おわりに

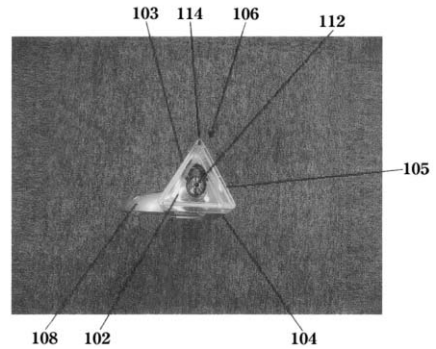
意匠法その他の知的財産法の向上、発展、そして国民の利益、幸福につながる研究を日本大学その他の皆様に期待する。

(13) 高田忠「意匠」138頁(有斐閣 昭和44年11月25日)

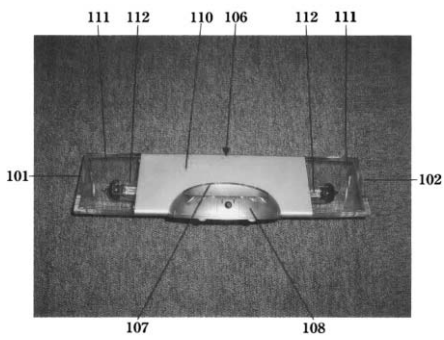
原告製品意匠 写真



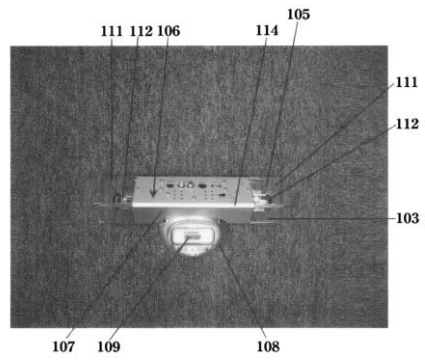
原告製品意匠 斜視図



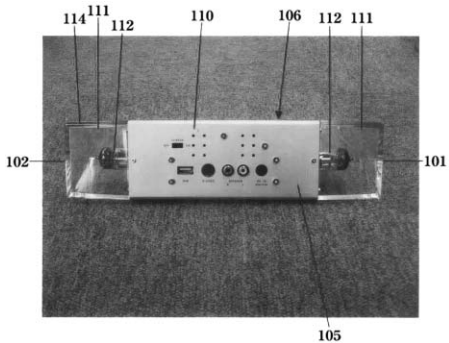
原告製品意匠 右側面図



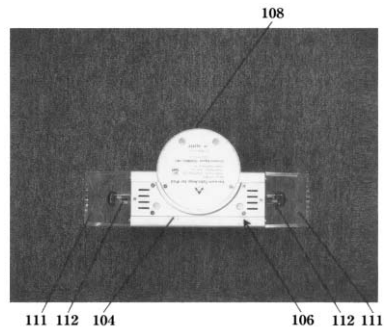
原告製品意匠 正面図



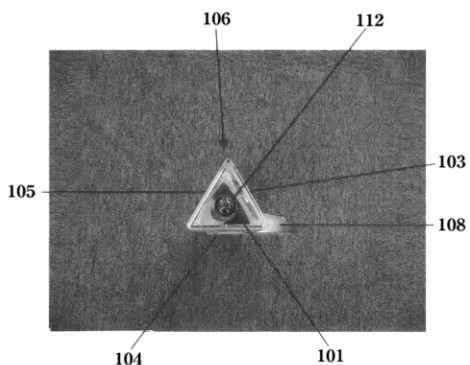
原告製品意匠 平面図



原告製品意匠 背面図

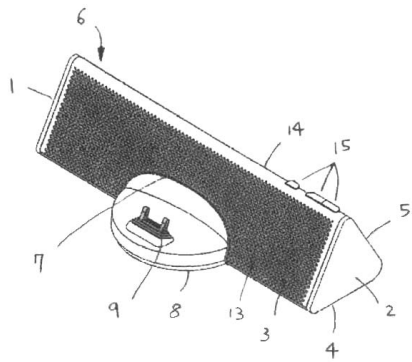


原告製品意匠 底面図

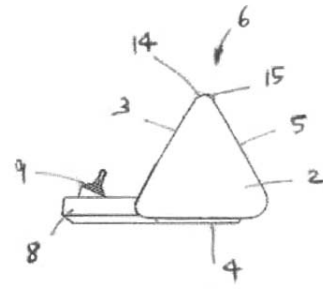


原告製品意匠 左側面図

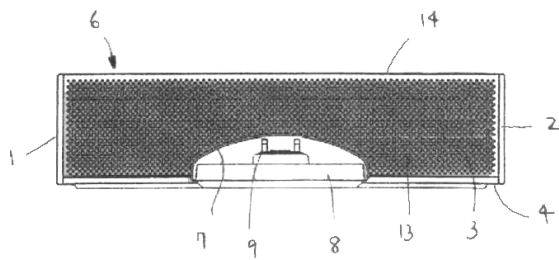
本件登録意匠 図面



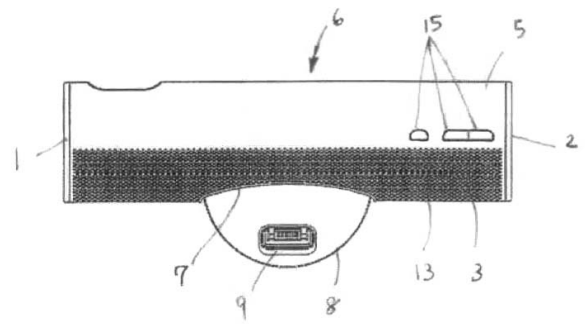
斜視図



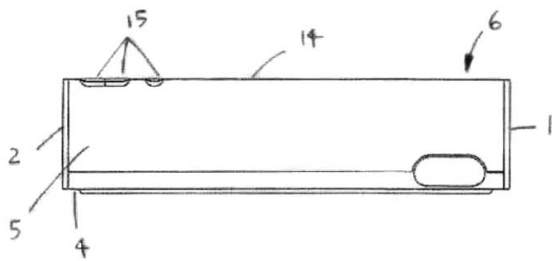
右側面図



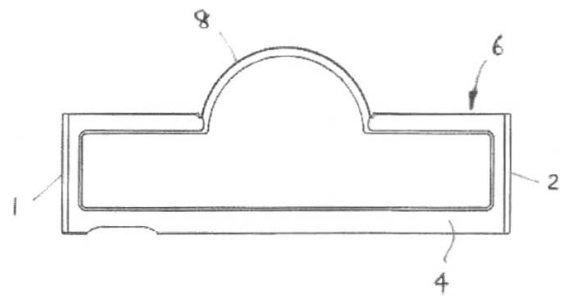
正面図



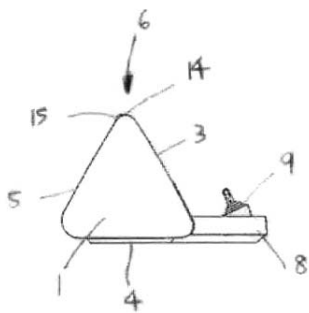
平面図



背面図



底面図



左側面図